

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学
令和3年度自己点検・評価書に関する

外部評価報告書

令和5(2023)年3月
外部評価委員会

目 次

I	外部評価について	1
1	外部評価とは	
2	外部評価委員名簿	
3	外部評価委員会実施概要	
II	外部評価報告	3
1	総括	
2	総評	
3	基準項目ごとの評価	
III	参考資料	10

I 外部評価について

1 外部評価とは

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準のさらなる向上を図るため、学外有識者等による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として実施します。

2 外部評価員名簿

		所属	役職	氏名
1	委員長	国士舘大学	大学院法学研究科特任教授・ 前副学長	入澤 充
2	委員	立川市産業文化スポーツ部	スポーツ振興課長	中村 達也
3	委員	FSX株式会社	専務取締役	秋葉 勝
4	委員	東京都立野津田高等学校	学校長	池戸 成記
5	委員	前東京女子体育大学教授		山田 まゆみ

※敬称略、順不同

※役職は、令4(2022)現在

3 外部評価委員会実施概要

第1回

日 時：令和4年10月26日(水) 15:00～16:50

場 所：東京女子体育大学 1号館3階 中1・2会議室

出席者：外部評価委員〔入澤委員長、中村委員、秋葉委員、池戸委員、山田委員〕

大学側〔雨宮理事長、金子学長、秋山評価委員長・理事、出張評価委員・理事、
三枝評価委員・理事、高柳評価委員、田中評価委員、筒井評価委員、
吉村教職センター長、菅沼教職課長、土井児童教育学科主任、
千葉企画調査室長、狩野総務課長、三枝企画調査係長、水野総務課主査〕

時 間	内 容
15:00～15:05	開会 出席者紹介
15:05～15:15	挨拶
15:15～15:25	本学の教育研究活動について
15:25～15:45	本学の施設・設備紹介(動画視聴)
15:45～16:15	本学の教育・研究活動報告について

16 : 15～16 : 50	第2回外部評価委員会の開催について テーマ①基準3 教育課程 II-2 教育指導(教育実習及び資格取得) について テーマ②基準5 教育の質保証 I改善・改革 1-A 自己点検・評価 2)学生による第三者評価(授業レベルの自己点検・評価) について
16 : 50	閉会

第2回

日 時：令和4年11月30日(水) 16 : 00～17 : 30

場 所：東京女子体育大学 1号館3階 中1・2会議室

出席者：外部評価委員〔入澤委員長(オンライン出席)、秋葉委員、池戸委員、山田委員〕
大学側〔秋山評価委員長・理事、出張評価委員・理事、三枝評価委員・理事、
高柳評価委員、田中評価委員、筒井評価委員、吉村教職センター長、
菅沼教職課長、土井児童教育学科主任、千葉企画調査室長、狩野総務課長、
三枝企画調査係長、水野総務課主査〕

時 間	内 容
16:00	開会
16 : 00～16 : 25	第1部 令和3年度自己点検・評価活動について 基準3 教育課程 II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)について
16 : 25～16 : 45	第1部 令和3年度自己点検・評価活動について 基準5 教育の質保証 I改善・改革 1-A 自己点検・評価 2)学生による第三者評価(授業レベルの自己点検・評価)について
16 : 45～16 : 50	休憩
16 : 50～17 : 45	第2部 外部評価委員評価会議 評価結果のまとめ 今後のスケジュール及び外部評価書の作成等について
17 : 45	閉会

II 外部評価報告

1 総括

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学は、公益財団法人 日本高等教育評価機構、一般財団法人 大学・短期大学基準協会の基準項目に沿った自己点検・評価を実施している。

2 総評

●基準3 教育課程 II-2 教育指導（教育実習及び資格取得）について

建学の精神を基にアセスメントポリシーを策定し、3つのポリシーに反映させている。ディプロマ・ポリシーを実効化するためのカリキュラム・ポリシーは大学での学びの成果を体系的に構成し、教養科目、基礎科目、専門科目、ゼミナール・卒業研究にて実践されている。

さらに、[教育方法]で「講義、演習、実技、実習等を複合的に行います。また、学生同士が教え合い相互に学び合う協同学習を授業形態に取り入れています。」と明示しているように、学生同士の学び合いの習慣化が確立している。

学生の教育職員免許状取得率は大学・短期大学とも高いが、現役合格率は「低迷」した（『令和3年度自己点検・評価書』19頁）と評価しているが、卒業後に教職に就く学生が多い（同19頁）現状を充実させる方策を計画立案しているので、今後の取り組みに期待したい。

その取り組み方法として、外部評価委員会で議論された強みである高い「実技力」を維持、継続できる体制（教職教養科目を含む）の構築が必要であろう。特に卒業後も教職を目指す卒業生が教職ラーニングステーションを活用できるサポート体制の充実が重要であろう。同ステーションに来室しなくてもオンライン指導やオンデマンド教材の配信を活用して力量を高めていくための条件整備をするなどの工夫が求められる。

教職ラーニングステーションは機能しているが、同ステーションの運営にPDCAサイクルを徹底し、自己点検・評価を欠かさないことが重要である。その際には同ステーションの利用者の声を反映させることが肝要である。

今後、令和5(2023)年度4月から開講される教職体育学専攻コースに期待をしたい。

●基準5 教育の質保証 I 改善・改革 1-A 自己点検・評価

2) 学生による第三者評価（授業レベルの自己点検・評価）について

カリキュラム・ポリシーで示されているゼミナール・卒業研究は、各ゼミナールで学生自身が2年間の研究成果を論文にするものだが、その成果を研究発表会として毎年実施していることは評価に値する。学生はこの発表で自らの学修成果の可視化が可能となり、ディプロマ・ポリシーの思考力・判断力等々の向上に役立つ。また、短期大学児童教育学科の「オペレッタ」の発表会も同様である。

教育の質保証とは、大学での学びを学生が社会に出てから自信を持って説明できるかという側面からも見ることができるが、卒業研究やオペレッタに取り組み、チームワークや達成感を体験する意義は大きい。

授業レベルの自己点検・評価について、大学・短期大学とも授業評価アンケートでは、設問項目「履修申請時でのこの授業に対する興味・関心、期待度はどのくらいありましたか」という項目（前期・後期）は、総じて高い数値（体育学科講義系 3.30、実技系 3.60）を示している。それらの授業に

各学生が熱心に取り組んでいる様子も次の設問項目から理解できる。例えば、「授業で扱われた内容について興味・関心が向上しましたか」という結果（体育学科講義系 3.46、実技系 3.74）は、学生の学びの姿勢の高さと充実があることを示している（保健体育学科、児童教育学科も同様の傾向を示している）。

しかし、一方で、授業評価アンケート自由記述欄には、厳しい評価も散見される。このような評価が毎年、同じ教員に寄せられているとしたら、FD活動のさらなる充実が必要であろう。定期試験の点数が低いと嘆くのではなく、自らの授業方法の改善や工夫が質保証になる。

3 基準項目ごとの評価

●基準3 教育課程 II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)について

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔A 委員〕

- ・3つのポリシーに建学の精神、教育理念・教育目的が反映されており、教育課程も適切に編成されている。
- ・社会の急激な変化、要望に応えようとカリキュラム改革に取り組んでいる姿勢は大いに評価できる。
- ・教育職員免許状と保育士資格取得率が高い割に、現役で教員採用試験に合格する学生は少ないが、卒業後に合格をする割合が高いのは、これらの「仕事」への情熱が学びの中で醸成され、それが持続している結果と言える。
- ・教員採用試験の合格率を向上させるためには、教職ラーニングステーションの効果的な活用方法をさらに模索し、PDCAサイクルに基づき運営していくことが望ましい。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を一層高められるようにという改善案が示されているが、その方策としては入学時のアンケートの活用や各種調査の結果分析を綿密に行うことで可能となる。その際にはPDCAサイクルを徹底することも重要である。

〔B 委員〕

さらなる教職課程の質の向上・内部質保証のために、ディプロマ・ポリシーとしている「豊かな社会性・人間性を支える幅広い教養を身に付ける」ことや、教員養成の到達目標(小学校・中学・高等学校)としている「学校を取り巻く社会の変化や課題について、主体的・協働的に学ぶとともに、社会に貢献していこうとする態度を育む」ことに向けた全学的な取り組みを期待する。具体的には、国立市や立川市と締結している包括連携協定を生かし、学生が地域活動や小中学校の活動に継続的に参加し、地域の課題を直接感じることで、地域社会に貢献していく態度を育むことにつながると考える。その体験は、教員採用試験において、机上では学ぶことができない強みになると思う。

[C 委員]

1年生、2年生の学生に、意識調査(就職希望、進学希望、学生のうちに教育職員免許状の取得が希望か、学生時代はスポーツに専念したいか)を実施して、個別に対応していくのが良いのではないか。学生の考え方に問題があれば、方向修正も必要と思うが、責任を持たせて、大学側はサポートができる以下の体制や環境があれば良いと考える。

<サポート体制及び環境>

- ・ 教員志望の学生には、何をしてもよいか分からない学生もいるとのコメントがあったので、学生に対してこちらからアプローチをして、1年生、2年生も気兼ねなく活用できるよう教職ラーニングステーションの設備やメンター制度や大学と連携した人員体制、学生に向けて周知を徹底、有効活用(質保証)できるようにPDCAサイクルが回る仕組みを構築する。
- ・ D委員のコメントの中に「専門の種目に心血を注いで最後までやった学生が教員になる意味というのは大きいと思っている。」とありますが、まさにその通りだと感じている。1～2年遠回りしたとしても、学生自身が取り組んできた期間や経験は教員になって活かされるのではないか。
- ・ 卒業後に学校現場で教員経験を実際に積んでいる為、1次試験が通れば、2次試験では現役と差が出る(解答するとき、圧倒的に学校経験している人間のほうが、非常にレベルの高い、質の高いことを答える)ことから、経験をした教員の方々と実体験を元にディスカッションなど行えれば良いと考える。

[D 委員]

- ・ 専門の種目に心血を注いで最後までやった学生が教員になる意味というのは大きいと思っている。ただ、その後非常勤講師をしながら合格する方は、学生の時に一生懸命採用試験に取り組んだ方だと思うので、最後まで競技をしっかりと続けつつ、採用試験の準備にも力を入れるべきだと考える。教職ラーニングステーションについて、「何をしたらいいかわからない」という結果が出たのであれば、悩みを抱える生徒個人が空き時間に面談できる体制づくりを強化し、競技との両立や、何をしてもいいかわからない学生に個別・最適・明確な道筋を示すことも重要かと考える。大部屋を増やすことと並行して、面談ルームの設置なども検討してはどうかであろうか。
- ・ 児童教育学科の学生が教育実習の前に小学校に行っているように、教育実習以外でも小中学校、高校に打って出てもいいのではないかと思う。授業を見学して、新規採用の教員と懇談することを断る学校は無いと思うので、近隣の学校を全部巻き込んで、いろいろな経験をさせてあげることが「よし、がんばろう」という意欲の向上につながるのではないであろうか。
- ・ 「利用促進」や「支援」という言葉をどう具体的にしていくのか。採用試験であれば、筆記と面接と実技の対策。教職ラーニングステーションを場所と捉えるのではなく、コンテンツや提供プログラムとして捉え、面接も実技もすべて含めて教職ラーニングステーションという概念にチェンジしてみる。各都道府県の採用試験に関するデータは蓄積されているはずなので、具体的に採用試験に合格する為の手立てを授業や提供プログラムで補ってはいかがであろうか。

〔E委員〕

- ・教育職員免許状の取得に関して、現役での公立学校教員採用試験の合格率を上げること、既卒者の合格率が高いことを重要視して、教員採用試験対策を2本立てで定めると良いと思う。特に、大学で専門種目に心血を注いで最後まで活動を行った者が、教員になることは意味深いものがある。スポーツに専門的に取り組み、卒業後は1～2年遠回りになると思うが、非常勤講師として現場経験を積んで、教員を目指す道を利点として示すべきではないかと思う。そのためには、既卒者の教員採用試験合格者に対して経験や考えを把握し、学生に理解させることが重要だと思う。
- ・入学時に卒業後にどのような進路希望があるのか調査を行うべきだと思う。この調査をすることにより、教職を目指す学生を早く把握することができ、学生への意識付けもできると思う。
- ・児童教育学科ではすでに行われているが、大学の学生で教職を真剣に考えている学生に対して、教育実習に行く前の段階(2年生あるいは3年生で)で近隣の学校に連携協力校として観察実習を受け入れていただくような体制を作れると良いと思う。特に、国立市とは連携協定を生かして地域との綿密な関係を築くべきだと思う。

【優れた点】

- ・教員採用試験に臨む学生への学習支援体制が整備されている。(A委員)
- ・教育職員免許状取得率が高いこと。(E委員)

【参考意見】

- ・教員採用試験対策に向けて、教員をしている卒業生に定期的にアドバイスを受ける機会を設けるといったメンター制度を導入することも考えられる。(A委員)
- ・児童教育学科は、在籍者数が少ないので、教育職員免許状を取得しなかった学生がいると取得率の実績が下がってしまう。入学時には教育職員免許状取得を目標としているはずなので、少ない人数だからこそ脱落者を出さないような各教員の見守りを徹底して全員に教育職員免許状を取得させることが重要で、このようなことが高い質保証につながる。(E委員)
- ・教職ラーニングステーションの部屋の拡大をして余裕をもって学生を受け入れることを検討しているようだが、場所の拡大と同時にどのような方針で進めていくのか再検討が必要だと思う。今まで「個人の弱点を強化する」方針があったと思うが、教員採用試験の現役合格率の向上が見られないことからPDCAサイクルが回っていない可能性がある。教職ラーニングステーションで評価方法を活用して運営していくのも良いのではないかと思う。(E委員)

●基準5 教育の質保証 I改善・改革 1-A 自己点検・評価

2) 学生による第三者評価(授業レベルの自己点検・評価)について

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔A 委員〕

- ・自己点検・評価に取り組み、教育の質の向上に努めている。さらに大学は公益財団法人日本高等教育評価機構、短期大学は一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受審し、教育の質の改善に取り組んでいる。
- ・平成17(2005)年から取り組んでいる「授業評価アンケート」を基に各教員が授業改善を行っている。
- ・一方、「授業評価アンケート」の自由記述には、学生の厳しい意見があるが、学生自身が自らの学修をふり返るものにするために、アンケート結果に教員は真摯に対応をする必要がある。
- ・教育の質保証は、大学が継続する限り途切れなく取り組むことが大切であり、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会等が積極的に学内の問題発見に取り組み、解決をするための教学マネジメント推進体制の充実が必要であるが、その体制が整備されていることは評価できる。
- ・質保証を図るためにIR機能を「企画課調査室」に集中させていることは評価できる。今後IRで収集したデータを基に各企画を立案し、実行していく体制が円滑に進んでいくことが望まれる。

〔B 委員〕

今後、一層の効果を高めるために、履修する学生には、前年度の「授業評価アンケート」結果と『授業改善報告書』をあらかじめ履修前に示し、その改善内容を踏まえた授業であるか否かの質問項目の設定を検討する必要があると思う。

合わせて数年単位で「授業評価アンケート」結果を総括し、傾向をつかむことも必要と考える。その傾向の中で見えてくるものがあれば、教員個人に対応するだけでなく、全体研修の実施等の組織的な対応を検討することが必要。

また、アンケート手法について、Web方式の他に、無作為に抽出した一部の授業で、受講する学生グループに行うグループインタビュー方式を試行的に実施してみることも考えられる。大学のディプロマ・ポリシーを踏まえた質問項目を用意し、学生と対話しながら授業改善の内容を導くことができれば、学生の満足度が上がるのではないかと思う。

〔C 委員〕

教員の中で、「授業評価アンケート」についての温度差があり、学生への実施目的、内容等の説明にズレが生じたり、フィードバックも統一されていないケースがあると感じた。

大学の方針に合わせた良い「授業評価アンケート」が出来たとしても運用する側が機能しなければ、意味を持たない。まずは教員の中で、「授業評価アンケート」を行う意義など共有することが重要と考える。当社では様々な取り組みの中で、年間表彰、月間表彰等の表彰制度を設けて、従業員に周知し、モチベーションアップにつなげている。可能であるならば表彰制度等を設け、教員のモチベーションを高める仕掛けがあってもよいのではないか。

〔D 委員〕

- ・「授業評価アンケート」において学生が授業を評価する基準は、その授業が学生の能力・資質の何を育てようとしているのかが明確である前提で、その目標に到達する工夫や指導がなされて

いるか、その結果学生がその目標に到達できたかどうか(これについてはルーブリックが有効であろう)だと考える。それは「学習成果測定アンケート」で測定しているのかもしれないが、では、「授業評価アンケート」は何なのかという定義づけを今一度するべきではないか。高大接続改革では大学が3つのポリシーを策定し、文部科学省が教科横断的にこの授業では何を育てたいのかということを確認してやっていきなさいと言っている中で、「授業評価アンケート」が昔のまま「予習・復習はしましたか」、「難易度は適切でしたか」といった質問を科目ごとに聞く内容では、学生も教員も形式的になるのも仕方ないのかもしれない。アンケートでは、「本学のディプロマ・ポリシーはこれです」「この授業ではそのうちの、こういう能力と資質を伸ばします」と謳ったうえで、「この授業に自分なりの課題や目標をもって主体的に取り組んだか」、「この授業では知識・技能を高められたか」、「この授業は自身と社会の関わりについて考える機会になったか」、「自分の考えを表現する機会があったか」など、ディプロマ・ポリシーに使われているワードで質問を構成すべきではないかと考える。そうすれば、教員にとって、「表現させる機会が足りないな」とか、「探究心を与えていないな」などフィードバックにもなり、学生もこの授業にどういう心構えで臨むべきかを確認しやすいのではないかと考える。

- ・「公開講座」の事後アンケートの分析はとても良い分析だと思う。「授業評価アンケート」もこういう分析が出てくるようなアンケートになれば良いのではないかと考える。まず事業の目的がきちんと示されたうえで、「協力学生は、学生の社会活動や自己啓発の促進に資する」とある。そして、アンサーでは、「講座を補助する学生自身が、直接地域住民と接することにより、自ら社会貢献していることを実感できる、貴重な体験学習となっている」と記されている。学生の感想も具体的に、「そこには「指導力」とか、「表現力」、「社会との関わり」など、ディプロマ・ポリシーのキーワードがいくつも入ってきて、素晴らしい教育効果があったことがわかるアンケート分析となっている。これが「授業評価アンケート」の一つのヒントになるのではないかと考える。

[E 委員]

- ・「授業評価アンケート」の項目がディプロマ・ポリシーと結びついていないので、質問項目を再検討する必要があると思う。

【優れた点】

- ・教育の質保証のための学内検討機関を整備し、運用を図っている。(A委員)

【参考意見】

- ・「授業評価アンケート」を基にしたFD活動の工夫が望まれる。(A委員)
- ・FD活動に学生を参加させ、授業改善と学生自身の学修意欲の向上に役立てる工夫をすること。(A委員)
- ・IRの分析を有効活用するために、教職共働で課題を設定し改善・改革を日常的に促進することが望まれる。(A委員)
- ・ディプロマ・ポリシーを学生に徹底的にアナウンスする必要がある。このことにより学生が大学をより深く理解することができ学びの向上につながると思う。(E委員)
- ・「授業評価アンケート」をオンライン形式で行っているため、教員が学生にアンケートの意義を

丁寧に説明することを教員に徹底することが重要ではないかと思う。(E委員)

- 「授業評価アンケート」の自由記述を見ると、「パワーポイントの文字が小さくて見えない」「使用している資料が古い」など学習意欲をそがれるような内容がある。このような学生の意見を担当教員に改善するような要求を教務課で出しているのか、アンケート調査を担当教員にフィードバックして終わりにしているのか気になる。(E委員)
- 「授業評価アンケート」を行う時期について、半期で成績を出すことから半期の途中で「授業評価アンケート」を行いその結果を受けて教員が授業改善を行いやすくする方法もある。課題としては、アンケート結果の処理に時間がかかり過ぎると授業改善までたどり着かない場合がある。(E委員)

III 参考資料

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 外部評価委員規程

(設置)

第1条 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学(以下「本学」という。)は、自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。
2 委員会は、前項の評価の結果を本学の評価委員会に報告する。なお、評価委員会はこれを理事会、教授会、教育の質保証委員会等に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、5名以上7名以内の委員をもって組織する。
2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から評価委員会が選考し、理事長が委嘱する。
3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として2期までとする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。
2 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。
3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
4 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(規程の改廃及び変更)

第7条 この規程の改廃及び変更は、理事会が決定する。

(所管)

第8条 委員会の庶務及び会議の記録は、総務課・企画調査室が行う。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学(以下「本学」という。)の使命及び理念・目的の達成度を検証するため、本学における自己点検・評価に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学の自己点検・評価活動の推進を図り、建学の精神、理念・目的の実現に向けて、恒常かつ継続的に本学の教育の質保証及び向上に取り組むことを目的とする。

(点検・評価の範囲)

第3条 自己点検・評価の範囲は、教育研究活動、管理運営等の状況について、全学的に体系的に設定するものとする。

- 2 自己点検・評価の項目のうち相互に関連するものについては、第4条第1号に定める評価委員会において調整を図るものとする。

(組織)

第4条 本学の自己点検・評価は評価委員会が実施する。

- 2 前項に定める委員会の組織、審議事項等については、評価委員会規程による。

(実施)

第5条 評価委員会が、自己点検・評価の実施方針を策定する。

- 2 前項に定める方針により、各部署に対し、自己点検・評価の実施を指示する。
- 3 前項の指示を受けた部署は、自らが行う諸活動について自己点検・評価を実施し、評価結果を評価委員会へ報告する。
- 4 前項の報告を受けた評価委員会は、全学的な視点による点検・評価の適切性を確認し、総括する。
- 5 前項の結果を評価委員会は理事会、教授会、教育の質保証委員会に報告する。

(外部評価の実施)

第6条 本学が実施する自己点検・評価について、外部による評価を受けるものとする。

- 2 前項に定める外部による評価については別に定める外部評価委員会規程による。

(結果の公表)

第7条 本学の諸活動全般について社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼を高めるため、自己点検・評価の結果を学内外に公表する。

(結果の活用)

第8条 自己点検・評価の結果は、本学の教育活動等、全学的な事項及び各組織に係る事項の改善・改革へ着実に結実するよう、積極的に活用するものとする。

(規程の改廃及び変更)

第9条 この規程の改廃及び変更は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。